

総務省行政相談センター

まぐみみ 静岡

令和元年台風19号による 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和元年台風19号による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
総務省静岡行政監視行政相談センターでは、今回の災害に関して、いろいろなお問合せ
や相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する
情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽に
ご利用下さい。

- **電話**による相談受付：平日 8：30～17：15

上記時間帯以外は留守番電話対応となります

行政相談専用ダイヤル 0570-090110

- **来所**による相談受付：平日 8：30～17：15

住所：静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階

総務省静岡行政監視行政相談センター まぐみみ静岡

- **インターネット**による相談受付

URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

- **FAX**による相談受付

054-254-6513



まぐみみ 静岡



総務省行政相談センター

総務省 静岡行政監視行政相談センター

〒420-0853

静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階

電話：054-254-6451

FAX：054-254-6513

ご注意

- 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和元年10月24日時点の情報で作成しております。各機関等における支援策等については、随時、追加・変更してまいります。

最新の情報は、当センターホームページ(下記URL参照)の「【特設情報】〈令和元年台風19号による災害に関する生活支援の情報〉」に掲載しています。

URL : <http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/shizuoka.html>

- 2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、今回の台風19号による災害においては、静岡県内では2市町が適用を受けています。本ガイドブックは、災害救助法の適用を受けた市町に関する情報を中心に取りまとめしています。

【静岡県内における災害救助法適用市町(1市1町)】

伊豆の国市、田方郡函南町

- 3 その他、り災証明書の発行などに関する情報は、静岡県発表「台風19号による被害状況について」に掲載されている市町を中心に、当センターにおいて当該市町のホームページ等での情報提供状況を踏まえて取りまとめております。

【特定非常災害の指定】

令和元年台風19号が特定非常災害に指定されました。この指定により、次の措置が講じられます。

- ① 運転免許のような許認可等について存続期間(有効期間)が最長で令和2年3月31日(火)まで延長されます。

〔 令和元年10月10日(木)以後に満了する許認可等が対象です。対象となる許認可、対象地域、延長後の満了日は、今後、各府省の告示で定められ、下記の総務省特設ページ等でお知らせします。 〕

- ② 事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます(令和2年1月31日(金)までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。)

上記のほか、③法人に係る破産手続開始の決定の留保、④相続放棄等の熟慮期間の延長、⑤民事調停の申立手数料の免除の措置が講じられます(⑤の詳細は、最寄りの裁判所にお尋ねください。)

<総務省特設ページ>

http://www.soumu.go.jp/r01_taufudai19gokanrenjoho/hisai.html



目次



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行(P. 1)
- 2 被災住宅の応急修理等(P. 2)
- 3 被災住宅の補修や再建に関する相談(P. 3)
- 4 医療機関等の受診、介護サービスの利用など(P. 3)



お金のこと

- 5 被災者生活再建支援金の支給(P. 5)
- 6 災害弔慰金等の支給(P. 5)
- 7 災害援護資金の貸付(P. 5)
- 8 生活福祉資金の貸付(P. 6)
- 9 住宅の建設、補修等の融資(P. 6)
- 10 住宅ローンの返済(P. 7)
- 11 雇用保険失業給付の支給等(P. 7)



役所の手続きのこと

- 12 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合(P. 8)
- 13 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合(P. 9)
- 14 運転免許証を紛失した場合(P. 9)
- 15 自動車に被害を受けた場合(P. 9)
- 16 国税の特別措置(P. 10)
- 17 県税の特別措置(P. 10)
- 18 市町村税の特別措置(P. 12)
- 19 公共料金の減免措置等(P. 12)



民間の手続きのこと

- 20 金融機関等との取引に関する相談(P. 14)
- 21 法律相談等の窓口(P. 14)
- 22 生命保険の契約内容(P. 15)
- 23 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合(P. 15)



教育のこと

- 24 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付(P. 16)



事業者の方へ

- 25 中小企業者を対象とした相談窓口(P. 17)
- 26 農林漁業関係の災害復興の融資、農林漁業者を対象とした相談窓口(P. 18)



そのほかの情報

- 27 災害ボランティア(P. 19)
- 28 太陽光発電システムに関する留意点相談窓口(P. 19)

(巻末) 【参考】 前の版から変更した部分
(主なもの) (P. 20)



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 各市町の「り災証明書」の窓口について、当センターで把握している窓口は以下のとおりです。

市町名	部課等名	電話番号
下田市	福祉事務所社会福祉係	0558-22-2216
河津町	町民生活課税務係	0558-34-1928
南伊豆町	福祉介護課	0558-62-6233
松崎町	総務課消防防災係	0558-42-3963
西伊豆町	防災課	0558-52-1965
沼津市	社会福祉課福祉企画室	055-934-4824
三島市	課税課資産税係	055-983-2758
伊東市	課税課資産税係	0557-32-1276
御殿場市	課税課	0550-82-4139
裾野市	税務課資産税係	055-995-1809
伊豆市	税務課資産税スタッフ	0558-72-9852
伊豆の国市	危機管理課	055-948-1482
函南町	税務課	055-979-8108
清水町	税務課資産税係	055-981-8220
小山町	税務課	0550-76-6102
静岡市 葵区役所 駿河区役所 清水区役所	地域総務課地域生活・相談係 地域総務課区民生活係 地域総務課防災・防犯係	054-221-1595 054-287-8697 054-354-2024
島田市	福祉課福祉政策係 金谷南地域総合課 金谷北地域総合課 川根地域総合課	0547-36-7407 0547-46-3560 0547-46-5612 0547-53-4580



市町名	部課等名	電話番号
焼津市	災害調査の問合せ：課税課家屋担当	054-626-2150
藤枝市	課税課家屋・償却資産係	054-643-3279
牧之原市	社会福祉課 相良庁舎相良窓口課	0548-23-0070 0548-53-2604
吉田町	福祉課	0548-33-2104
袋井市	不動産に関するもの：税務課資産税係 動産等に関するもの：総務課行政係	0538-44-3110 0538-44-3100
掛川市	資産税課	0537-21-1137
御前崎市	税務課	0537-85-1114
菊川市	税務課	0537-35-0912、 0913、0910

2 被災住宅の応急修理等

- ◆ 今回の台風により災害救助法が適用された地域において、災害により住宅が半壊、大規模半壊等の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を、市町が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。応急仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の修理についても対象となる場合があります。
- ◆ 一世帯当たり 59 万 5 千円以内
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方（世帯）が対象になります。
 - ① 台風により「半壊」の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない方又は「大規模半壊」の住家被害を受けた方
 - ・ 「全壊」の住家は、修理を行えない程度の大きな被害を受けた住家であるため、応急修理の対象外とされていますが、全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。
 - ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
 - ③ 応急住宅（仮設住宅）を利用しないこと
- ◆ 水害による床上浸水等も対象となる場合があります。一部損壊（準半壊）



についても、制度の対象となる場合があります（但し、限度額が異なります。）。

- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせ下さい。

3 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、相談やお困りごと、不安に感じていることの相談窓口として、住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいるダイヤル」を開設しています。補修等の必要性の判断、事業者の紹介、建築士の派遣については、0570-016-100（IP電話からの場合は、03-3556-5147）（平日10時から17時まで対応）にお問い合わせ下さい。

〈注意！〉 点検商法、便乗商法等のトラブルにご注意下さい！

- ◆ 大規模災害の後には、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向がありますのでご注意ください。

不審な勧誘や電話を受けた場合、「火災保険の申請を代理します」「公的機関として被害を調べています」といったセールストークから屋根のリフォームを勧められた場合など、ご心配なことがある場合には、下記の番号までご相談下さい。

- ・ 消費者ホットライン：188（市外局番なしの3桁番号）
- ・ 住まいるダイヤル：0570-016-100

4 医療機関等の受診、介護サービスの利用など

- ◆ 保険証を紛失するなどした場合の医療機関等への受診について
被災により保険証を紛失するなどして医療機関等に提示できない場合は、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、住所、国保組合名（国保組合に加入されている場合）を、医療機関等の窓口伝えることにより、受診することができます。

※ 会社などにお勤めで社会保険に加入されている方は、住所の代わりに



事業所名を伝えて下さい。

※ ご不明な点は、加入されている保険者（市町の国民健康保険・後期高齢者医療窓口等）にお問い合わせ下さい。

◆ 医療機関での窓口支払いや介護サービスの利用料について

今回の台風により災害救助法が適用された地域において、適用市町の国民健康保険・介護保険、適用市町が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽに加入している場合、次の①から⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。
(令和2年1月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※り災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告して下さい。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

これ以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせ下さい。



お金のこと

5 被災者生活再建支援金の支給

- ◆ 今回の台風により生活再建支援法の適用を受けた地域（※）において、住宅が全壊・大規模半壊などし、やむをえない事由で住宅を解体したなどの場合において、生活再建のための支援金が支給されます。

詳しくは、市町の窓口にお問い合わせ下さい。

※ 静岡県内で生活再建支援法の適用を受けた市町：伊豆の国市、函南町

- ・ 適用対象：全壊（全焼、全流失）世帯、半壊し倒壊防止等やむを得ない事由により住家を解体した世帯、住家が半壊し大規模な補修を行わなければ住宅に居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ・ 支援内容：基礎支援金最大100万円、加算支援金最大200万円

6 災害弔慰金等の支給

- ◆ 今回の台風により災害救助法の適用を受けた地域において、お亡くなりになられた方の遺族に対して災害弔慰金が、精神又は身体に著しい障害を受けた方に対して災害障害見舞金が支給されます。また、重傷を負った方などに市町が独自に見舞金を支給する場合があります。

詳しくは、市町の窓口にお問い合わせ下さい。

7 災害援護資金の貸付

- ◆ 今回の台風により災害救助法の適用を受けた地域において、世帯主が1か月以上の負傷、住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。



- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせ下さい。

8 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、資金の貸付が行われます。一世帯につき一回限り10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：2か月以内)終了後、12か月以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町の社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。

【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町の社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。

9 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせ下さい。

・ 住宅金融支援機構 災害専用ダイヤル：0120-086-353

(通話料無料、受付時間：9時～17時(祝日、年末年始を除く))



- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。詳しくは、各金融機関にお問い合わせ下さい。

10 住宅ローンの返済

- ◆ 今回の台風により災害救助法の適用を受けた地域における住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせ下さい。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます（ナビダイヤル0570-017109または03-5252-3772、受付時間 9時～17時）。

11 雇用保険失業給付の支給等

- ◆ 今回の台風により災害救助法の適用を受けた地域において、被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、緊急雇用対策等の措置が実施されています。
- ◆ 台風により静岡県内の事業所が休止・廃止し、賃金を受けることができない方については、離職していなくても失業給付を受給できます（一定の要件があります。）。
- ◆ 詳細は、労働局、ハローワーク（職業安定所）までお問い合わせ下さい（伊豆の国市及び函南町を管轄するハローワークは下表のとおりです。）。

名称	電話番号	管轄区域
ハローワーク三島	055-980-1300	熱海市、三島市、伊豆市、 <u>伊豆の国市</u> 、田方郡（ <u>函南町</u> ）



役所の手続きのこと

1 2 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、日本年金機構（ねんきんダイヤル：0570-05-1165）にお問い合わせ下さい。
- ◆ 最寄りの年金事務所又は市町の国民年金担当窓口にお問い合わせすることもできます。

名称	電話番号	管轄区域
三島年金事務所	055-973-1166	三島市、熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡
沼津年金事務所	055-921-2201	沼津市、御殿場市、裾野市、駿東郡
富士年金事務所	0545-61-1900	富士市、富士宮市
静岡年金事務所	054-203-3707	健康保険・厚生年金保険：葵区、駿河区、清水区 国民年金：葵区、駿河区 船員保険：静岡県
清水年金事務所	054-353-2233	国民年金：清水区
島田年金事務所	0547-36-2211	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、榛原郡
掛川年金事務所	0537-21-5524	掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、周智郡
浜松東年金事務所	053-421-0192	東区、南区、浜北区、天竜区、磐田市
浜松西年金事務所	053-456-8511	中区、西区、北区、湖西市



1 3 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、管轄する支局、出張所等にお問い合わせ下さい。

名称	電話番号	管轄区域（不動産登記）
静岡地方法務局	054-254-3555	静岡市葵区、駿河区
沼津支局	055-923-1201	沼津市、裾野市、御殿場市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、小山町、清水町、長泉町、函南町
富士支局	0545-53-1200	富士市、富士宮市
下田支局	0558-22-0534	下田市、南伊豆町、河津町、東伊豆町、松崎町、西伊豆町
浜松支局	053-454-1396	浜松市、湖西市
掛川支局	0537-22-5538	掛川市、御前崎市、菊川市
藤枝支局	054-641-1158	藤枝市、焼津市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町
袋井支局	0538-42-3545	袋井市、森町
清水出張所	054-351-4481	静岡市清水区
熱海出張所	0557-81-2586	熱海市、伊東市
磐田出張所	0538-32-2618	磐田市

1 4 運転免許証を紛失した場合

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合の再交付や自動車保管場所証明申請等の手数料が免除されることがあります。
- ◆ 詳しくは、静岡県警察本部交通部運転免許課（054-271-0110（代表））にお問い合わせ下さい。

1 5 自動車に被害を受けた場合

- ◆ 被災自動車の所有者に対しては、被災した自動車の減免、被災により運行できない自動車の課税除外措置等を受けることができます。



- ◆ 詳しくは、「16 県税の特別措置」の表にある税の種類「自動車税」の各市町を管轄する各県財務事務所にご相談下さい。

16 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。

税務署名	電話番号	管轄区域
熱海税務署	0557-81-3515	熱海市、伊東市
磐田税務署	0538-32-6111	磐田市、袋井市、周智郡
掛川税務署	0537-22-5141	掛川市、御前崎市、菊川市
静岡税務署	054-252-8111	葵区、駿河区
島田税務署	0547-37-3121	島田市、牧之原市、榛原郡
清水税務署	054-366-4161	清水区
下田税務署	0558-22-0185	下田市、賀茂郡
沼津税務署	055-922-1560	沼津市、御殿場市、裾野市、駿東郡
浜松西税務署	053-555-7111	浜松市（中区、西区、北区）、湖西市
浜松東税務署	053-458-1111	浜松市（東区、南区、浜北区、天竜区）
富士税務署	0545-61-2460	富士宮市、富士市
藤枝税務署	054-641-0680	焼津市、藤枝市
三島税務署	055-987-6711	三島市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡

17 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付



などの期間の延長の救済措置があります。

- ◆ 詳しくは、最寄りの財務事務所にお問い合わせ下さい（税の種類によって管轄する財務事務所が異なります。以下の表をご参照下さい。）

市町	税の種類	管轄事務所	電話番号
下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	個人事業税	下田財務事務所	0558-24-2012
	不動産取得税		
	自動車税		
	自動車取得税	沼津財務事務所	055-920-2017
熱海市、伊東市	個人事業税	熱海財務事務所	0557-82-9056
	不動産取得税（家屋評価業務を除く）		
	自動車税		
	不動産取得税（家屋評価業務）	沼津財務事務所	055-920-2017
	自動車取得税		
沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町	個人事業税	沼津財務事務所	055-920-2017
	不動産取得税		
	自動車税		
	自動車取得税		
富士宮市、富士市	個人事業税	富士財務事務所	0545-65-2115
	不動産取得税（家屋評価業務を除く）		
	自動車税		
	不動産取得税（家屋評価業務）	沼津財務事務所	055-920-2017
	自動車取得税		
静岡市	個人事業税	静岡財務事務所	054-286-9120
	不動産取得税		
	自動車税		
	自動車取得税		
島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	個人事業税	藤枝財務事務所	054-644-9121
	不動産取得税（家屋評価業務を除く）		
	自動車税		
	不動産取得税（家屋評価業務）	静岡財務事務所	054-286-9120
	自動車取得税		



市町	税の種類	管轄事務所	電話番号
磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町	個人事業税	磐田財務事務所	0538-37-2214
	不動産取得税（家屋評価業務を除く）		
	自動車税		
	不動産取得税（家屋評価業務）	浜松財務事務所	053-458-7129
	自動車取得税		
浜松市、湖西市	個人事業税	浜松財務事務所	053-458-7129
	不動産取得税		
	自動車税		
	自動車取得税		

「個人県民税」については、お住まいの市町にお問い合わせ下さい。

18 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、固定資産税、市町村税・県民税、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせ下さい。

19 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続方法について、各社へご確認下さい。
- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町）にご確認下



さい。

- ◆ N H Kでは、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた場合、申出に基づき、2か月間、受信料が免除になります。

詳しくは、N H K（0570-077-077（9：00～20：00）ご利用になれない場合、050-3786-5003（有料））にお問い合わせ下さい。



民間の手続きのこと

20 金融機関等との取引に関する相談

- ◆ 金融庁は、金融サービス利用者相談室において、台風19号被災者の皆様からの各種金融機関の窓口に関するお問い合わせ、金融機関等との取引に関する相談等を受け付けています。

名称：令和元年台風第15号及び第19号金融庁相談ダイヤル

電話：0120-156811（受付は10時～17時）

※IP電話からの場合は、03-5251-6813

F A X：03-3506-6699

メール：saigai@fsa.go.jp

文書：〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1

中央合同庁舎第7号館 金融庁 金融サービス利用者相談室

- ※ FAX・メール・文書で受け付けた場合には、相談室より、原則平日10時～17時の間にお電話いたします。

21 法律相談等の窓口

- ◆ 静岡県弁護士会では、台風19号に関する無料相談を開始いたしました。法律相談に限らず、お困りごとを弁護士に相談できます。

相談窓口：沼津支部 055-931-1848

静岡支部 054-252-0008

浜松支部 053-455-3009

相談場所：電話による相談（事務所での相談や出張相談については、担当弁護士とご相談下さい）



2 2 生命保険の契約内容

- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせ下さい。
 - ・ 生命保険協会災害地域生保契約照会センター
フリーダイヤル0120-001731
 - ・ かんぽコールセンター
フリーダイヤル0120-552950

2 3 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 今回の台風により災害救助法の適用を受けた地域において、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。
 - ・ 各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
 - ・ ゆうちょコールセンター フリーダイヤル0120-108-420
 - ・ 金融庁相談ダイヤル 0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）



教育のこと

2 4 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、 JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、現在在学している学校を通じて申し込み下さい。
また、奨学金返還に関する相談は、奨学金返還相談センター（0570-666-301）にお問い合わせ下さい。
- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対して、JASSO支援金の申請受付をしています。JASSO支援金制度の概要については、独立行政法人日本学生支援機構政策企画部広報課JASSO支援金担当（03-6743-6011）にお問い合わせ下さい。



事業者の方へ

25 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせ下さい。

【日本政策金融公庫】

名称	電話番号	管轄区域
静岡支店中小企業事業	054-254-3631	静岡市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、焼津市、藤枝市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、牧之原市、賀茂郡、田方郡、駿東郡、榛原郡
浜松支店中小企業事業	053-453-1611	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、周智郡

【静岡県信用保証協会】 本店営業部 054-252-2121
沼津支店 055-926-0100
浜松支店 053-458-1212

【商工組合中央金庫】 沼津支店 055-920-5000
静岡支店 054-254-4131
浜松支店 053-454-1521

【静岡県商工会連合会】 054-255-8080

【静岡県中小企業団体中央会】 054-254-1511

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 関東本部 03-5470-1620



【関東経済産業局 産業部 中小企業課】 048-600-0321

26 農林漁業関係の災害復興の融資 農林漁業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

日本政策金融公庫 静岡支店<農林水産事業>

054-205-6070



そのほかの情報

27 災害ボランティア

- ◆ 災害ボランティアを必要とされている方やボランティア活動への参加を希望されている方は、以下の窓口にご相談下さい。市町によって、ボランティアの受け入れに制限を設けている場合がありますので、事前にご確認下さい。
- ◆ 現在開設中の災害ボランティアセンター等一覧（災害救助法が適用された地域について掲載）

市町	ボランティアによる支援の依頼窓口	問合せ先
伊豆の国市	伊豆の国市災害ボランティア本部 （伊豆の国市社会福祉協議会）	支援依頼：090-3201-5442 参加受付：090-5823-7142
函南町	函南町災害ボランティア本部 （函南町社会福祉協議会）	支援依頼：090-2619-3112

※函南町災害ボランティア本部は10月25日（金）に閉鎖予定

28 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口

- ◆ 浸水等の被害を受けた太陽光発電システムの取扱い上の留意点をホームページに掲載しています。
 - <http://www.jpea.gr.jp/topics/190703.html>
一般社団法人 太陽光発電協会
〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-Nビル8F
電話：03-6268-8544

【参考】前の版から変更した部分（主なもの）

変更した項目	変更の内容	変更月日	変更した版
2被災住宅の応急修理等	一部損壊（準半壊）などが対象となる場合があることを追加	10月25日	第2版から
4医療機関等の受診、介護サービスの利用など	項目を新たに追加	10月25日	第2版から